

保ワ第820号  
令和4年11月11日

各部等の長 殿

沖縄県保健医療部長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応及び  
医療機関・保健所からの証明書等取得に対する配慮について

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御協力いただき感謝申し上げます。

今冬においては、新型コロナウイルス感染症について、今夏を上回る感染拡大が生じる可能性があることに加え、季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が同時に生じる可能性があります。

本県では、新型コロナウイルス感染症について、症状のある方が自ら実施した医療用/一般用抗原定性検査の結果が陽性となった場合、直接医療機関を受診せず、オンラインにて医師の問診・診断等が受けられる「陽性者登録センター」を設置しております。今冬想定される同時流行に備え、個人又は職場等におかれましては、抗原定性検査キットを備えていただき、陽性者登録センターを活用いただきますようお願いいたします。

医療用/一般用抗原定性検査キットについては、インターネット等で個人で購入することも可能です。職場等で購入した抗原定性検査キットによる検査実施においては、令和4年10月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部発事務連絡「職場における検査等の実施手順（第3版）について」をご参照ください。

また、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザと診断された方が職場・学校等に復帰するにあたり、医療機関や保健所に対して、結果を証明する書類や診断書を求めることが無いようお願いいたします。本件については、令和4年11月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部発事務連絡「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について」もご参照ください。

上記事項につきまして、所管する関係機関及び関係事業所宛てに周知していただきますようお願いいたします。周知にあたっては、別添のポスターもご活用ください。

(問合せ先) 保健医療部ワクチン・検査推進課 検査・支援班  
電話 098-894-5122 (担当: 河野、仁平)

参考1) 「職場における検査等の実施手順（第3版）について」 令和4年10月19日付

<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>

参考2) 「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について」 令和4年11月4日付

<https://www.mhlw.go.jp/content/001008879.pdf>

参考3) 新型コロナウイルス・季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応  
(厚生労働省特設ウェブサイト)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00003.html)

参考4) 陽性者登録センター（沖縄県ウェブサイト）

[https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/vaccine/kensa/kougenn\\_touroku.html](https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/vaccine/kensa/kougenn_touroku.html)